

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

米原市

## 1 促進計画の区域

別紙区域図および別紙一覧の記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1 旧伊吹・山東・米原地域の一部の地域

#### (1) 現況

本地域は、伊吹山麓および壺山山麓に面した急傾斜地で、棚田等において稲作経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、格差を是正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2 米原市内全域

#### (1) 現況

旧伊吹地域および旧山東地域においては、河川水を主として、また、旧近江地域および旧米原地域においては、琵琶湖の循環かんがい用水を主として、稲作地域が広がっており、近年、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本市内では、法第3条第3項第1号および3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮を促進することと、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
別紙区域図および別紙一覧の区域	法第3条第3項第1号、同項第2号および同項第3号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する場合は以下の事項について定める。

### 1 対象農用地の基準

#### (1) 対象地域および対象農用地の指定

交付金の対象地域および対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在し、全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔および法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

##### ○8法指定地域

旧伊吹町「東草野村・伊吹村(山振地域)、春照村(特農地域)」

旧山東町「柏原村(特農地域)」

旧米原町「醒井村(特農地域)」

##### ○国が定めるガイドラインに基づく特認地域

旧山東町「大原村、東黒田村」

旧米原町「息郷村、米原町」

旧近江町「息長村」

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地および採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

##### a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

i 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合、緩傾斜農用地を含

む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両方が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。）10%以上）。

ii 土壌条件が著しく悪い場合

(c) 急傾斜農用地と一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地の間に営農上の一体性がある場合（この場合 3 期対策から継続して維持する必要のある一団の農用地に限る）。

2 その他留意すべき事項

(1) 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は、集落の判断に委ねるものとする。

イ 既耕作放棄地を集落協定に位置付けた場合には、平成 31 年度までに既耕作放棄地を復旧または林地化することを条件に当該耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

ウ 集落協定に位置付けない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

(2) 限界の農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ平成 31 年度までに、林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、平成 31 年度まで交付金の交付対象とする。

(3) 自然災害を受けている農用地については、平成 31 年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

(4) 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体ならびに国および地方公共団体の持分が過半となる第 3 セクターが所有し、かつ、農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

(5) 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を、通年施工により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

(6) 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。